会 費 規 程

令和元年8月6日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人かながわ高齢者住まい連絡協議会の定款第7条で 規定する会費について、必要な事項を定める。

(会費)

- 第2条 会費は、次のとおりとする。
- (1) 正会員 年額20,000円
- (2) 賛助会員 年額20,000円
- 2 前項の規定にかかわらず、会費を納入した年度の内に会員種別を変更する場合には、その会費に充てるものとする。

(臨時会費)

第3条 提案第7条第2項の規定により特別な費用を必要とするときは、総会の議決 を経て臨時会費を徴収することができる。

(会費の納入)

第4条 会費の納入は年1回、前納とする。ただし、10月以降に新たに入会を認められた会員の当年度の会費は、年額の2分の1の金額とする。

(会費の減額又は免除)

- 第5条 第2条第1項の規定にかかわらず、特別な理由がある会員の会費については、理事会の決議を経て同項に定める額以下とすることができる。
- 2 前項の取り扱いについては、理事会の決議を経てこれを変更し、又は廃止することができる。

(会費の不返還)

第6条 年度の中途に退会した会員の会費は返還しない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この規程は、令和元年8月29日から施行する